

犬山市立図書館障害者郵送貸出サービス実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犬山市立図書館管理規則（平成2年教委規則第3号。以下「規則」という。）第8条の2の規定による障害者郵送貸出サービス（以下「障害者サービス」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 障害者サービスを利用できる者（以下「利用者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に居住する身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者で、肢体不自由の1級及び2級のもの
- (2) その他前号に準ずる者で、郵送貸出以外の方法による図書館の利用が困難と認められるもの

(利用登録)

第3条 利用者又はその代理人は、障害者サービスを利用しようとするときは、規則第5条の規定に基づき図書館カードの交付を受けた上で、障害者郵送貸出サービス利用登録申込書（別記様式）を図書館長に提出し、登録を受けなければならない。

(貸出)

第4条 利用者又はその代理人は、障害者サービスを利用して図書館資料（以下「資料」という。）の貸出を受けようとするときは、郵便、電話、ファックス又は来館の方法により申し込むものとする。

2 資料の郵送による貸出の期間は、貸出の日から起算して30日以内とする。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月15日から施行する。

別記様式（第3条関係）

障害者郵送貸出サービス利用登録申込書

年 月 日

犬山市立図書館長 様

犬山市立図書館障害者郵送貸出サービスを利用したいので、下記のとおり申請します。

住 所			
氏 名		電 話	
図書館カード		F A X	
身体障害者手帳	県発行番号	号	級